**入 札 公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び国保中央病院組合契約規則（平成１３年４月１日国保中央病院組合規則第１号）第２条第１項の規定により、公告します。

平成３１年３月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国保中央病院組合

管理者　山村　吉由

１　競争入札に付する調達の内容

（１）　入札物件

国保中央病院 広報誌「さわやか」校正・印刷・製本業務委託

（２）　入札物件の特質及び予定数量等

①　体裁

A３　２折、完成A４（綴り穴はJIS規格２穴）、４頁

※その他詳細については仕様書のとおり。

　　　②　予定数量

９７,３５０部（１回の発行につき、３２,４５０部）

※年間３回発行（原則として、平成３１年６月１日・１０月１日・平成３２年

２月１日発行予定）

（３）　納入日

　　　　　発行日の前月中旬ごろ

（４）　納入場所

国保中央病院及び川西町・三宅町・田原本町・広陵町の広報誌印刷等業務の受託

業者

（５）　入札方法

　　　①　入札は、配送費及び梱包費用等の諸経費を含めた総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記入すること。

②　本入札は、紙面の編集・レイアウト・カラーカンプ等の作成経費及び写真植字・版下作成など印刷に関する一切の経費、PDFデータ化に関する経費、配送費用、梱包、仕訳に関する経費等、一切を含めた価格とします。

（６）　契約期間

平成３１年４月10日～平成３２年３月３１日

２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

（１）　国保中央病院組合契約規則第３条第１項の規定に該当しない者であること。

（２）　国保中央病院組合、川西町、三宅町、田原本町、広陵町（以下、「本組合等」とい

う。）のいずれかの競争入札等参加資格者名簿おいて取扱営業種目Ａ印刷類又はこれ

と同等の営業種目に関する業者登録をしている法人であること。

（３）　本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。

（４）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない

者であること。

（５）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（６）　民事執行法（昭和５４年３月３０日法律第４号）による差押等金銭債権に対する

強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払い

が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認

められる者でないこと。

（７）　公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者。

（８）　公告日現在において、本組合等の入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措

置を受けていないこと。

（９）　過去５年以内に奈良県内の地方公共団体又は公共的団体等の広報紙（冊子形式）の

校正・印刷業務について本入札と同等以上の実績を有し、誠実に履行したものである

こと。

（１０）　奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

（１１）　次のいずれにも該当しない者であること。

①　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

　　　②　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

　　　③　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

　　　④　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。

　　　⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

（１２）　その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

３　仕様書等の交付期間及び場所、入開札日時等

　　　この入札の参加申請等に係る様式、仕様書の交付については以下のとおりとします。

（１）　交付場所

本組合ホームページ（https://www.kokuho-hp.or.jp/）からダウンロードす

るか、下記に取りに来てください。

〒６３６-０３０２　奈良県磯城郡田原本町宮古４０４-１

　　　　国保中央病院組合　企画総務課

　　　　TEL　０７４４-３２-８８００

（２）　交付期間

　　　　　平成３１年３月２７日（水）から平成３１年４月３日（水）

　　　　但し、国保中央病院組合企画総務課で交付する場合は、９時００分から１７時００

分まで（但し、土・日・祝日及び１２時００分から１３時００分は除く）

（３）　入開札の日時及び場所

入開札日時　：　平成３１年４月１０日（水）１０時００分

　　　　　入開札場所　：　奈良県磯城郡田原本町宮古４０４-１

国保中央病院　飛鳥ホール

４　その他

（１）　入札保証金

免除とします。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は国保中央病院組合契約規則第４条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

（２）　契約保証金

 　　　　契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付してください。ただし、受託者が次の①もしくは②に該当するものであるときは、契約保証金を免除します。

　　①　保険会社との間に国保中央病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

　　②　過去２年間に国又は官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができます。

　　①　契約保証金に代わる担保となる有価証券

　　②　銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

（４）　入札者に要求される事項

入札参加希望者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を提出し入札参加決定通知書にて承認を受けるものとします。その上で、所定の入札書を作成し、所定の場所及び日時において入札してください。

（５）　入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、国保中央病院組合契約規則第

１２条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

（６）　契約書の作成の要否

　　　　　当組合所定の契約書により、作成願います。

（７）　落札者の決定方法

　　　　　予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（８）　契約の不締結

　　　　　落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

　　①　２の（１１）①から⑤までに該当する者であると認められたとき。

　　②　営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」とい

う。）に当たって、その相手方が２の（１１）①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　③　この業務の履行に係る下請契約等において２の（１１）①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合において、（上記②に該当する場合を除く。）国保中央病院組合が下請契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

（９）　契約の解除

　　　　契約締結後、契約者について（８）の①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は国保中央病院組合契約規則第３２条第２項の損害賠償金を納付しなければなりません。

（１０）契約条項

　　　　　法令等に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担する予算を定めることなく長期の契約を締結するものであり、翌年度以降の予算が保証されているものではありません。よって、契約書には「この契約の締結日に属する年度の翌年度以降の国保中央病院組合収支予算において、委託料が減額又は削除されたときは、当該契約を変更又は解除する」旨の条項を盛り込みます。なお、当該契約の変更・解除により受注者に損害を与えたときは、合理的算定方法により実損額を両者で協議し、損害賠償額を定めるものとします。

（１１）その他必要事項

 　　　　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。